

農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型 旧：中山間地域総合整備事業)	県 事業主体 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
-------------------------------------------------------	------------------	----------------------------------------------------

趣 旨

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの。

事業区分

1 中山間地域総合整備型

(1) 集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図るもの。

①一般型事業

農業生産基盤整備及び農村生活環境整備等を一体的に実施するもの。

②生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

③生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

(2) 広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

2 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業 | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業 | ⑤ 農地防災事業 | ⑥ 客土事業 |
| ⑦ 暗渠排水事業 | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 | |

2 農村生活環境整備事業

- | | | |
|------------------|--------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業 | ② 営農飲雑用水施設整備事業 | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業 | ⑥ 活性化施設整備事業 |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業 | |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業 | ⑩ 情報基盤施設整備事業 | ⑪ 市民農園等整備事業 |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業 | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業 | ⑭ 施設補強整備事業 |
| ⑮ 施設環境整備事業 | ⑯ 歴史的な土地改良施設保全整備事業 | |
| ⑰ 施設集約整備事業 | ⑱ 交換分合事業 | ⑲ 集落土地基盤整備事業 |

3 特認事業

採 択 基 準

- 1 農業振興地域であること。
- 2 農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり、農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上を占める地域であること。
- 4 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考		
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5			
	事業区分							受益面積(ha)	
	集落型	一般型						60	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域）
								20	
		生産基盤型						20	
	広域連携型		60						
	農村生活環境整備事業		55		未定				
	事業区分							受益面積(ha)	
	集落型	一般型						60	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域）
								20	
生活環境型		-						農業生活環境整備及び特認事業を行う	
広域連携型		60							
実施計画策定		50		未定	農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する				
団体営	農業生産基盤整備事業		55	14	21	10			
	事業区分							受益面積(ha)	
	集落型	一般型						20	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域）
								10	
		生産基盤型						10	
	広域連携型		60						
	農村生活環境整備事業		55	1	44				
	事業区分							受益面積(ha)	
	集落型	一般型						20	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域）
								10	
生活環境型		-						農業生活環境整備及び特認事業を行う	
広域連携型		60							
実施計画策定		50	-	50	農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計画等を策定する				

※ 受益面積の（ ）は市町村が事業実施主体の場合